



2026年2月9日

各 位

会 社 名 住 友 電 設 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 谷 信
(コード: 1949 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 部 長 堀 内 佐
電 話 番 号 (TEL 06-6537-3450)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年1月7日付で当社が公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2026年1月7日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る議案について付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年3月2日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年3月3日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願ひいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本株式併合の内容の詳細は2026年1月7日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2026年3月5日(予定)をもって、2026年3月4日(予定)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式1,048,714株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

35,188,951株(注1)

(注1) 当社は、2026年1月7日開催の当社取締役会において、2026年3月4日付で当社自己株式446,895株(2025年12月23日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として

記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

35,188,984 株（注2）

（注2） 当社は、2026年1月7日開催の当社取締役会において、2026年3月4日付で当社自己株式446,895株（2025年12月23日時点では当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

33 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

132 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、大和ハウス工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び当社の親会社である住友電気工業株式会社（以下「住友電気工業」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が2026年3月3日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が当社の株主を最終的に公開買付者のみとする目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月4日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、本取引の一環として公開買付者が実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株あたりの買付け等の価格と同額である9,760円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

大和ハウス工業株式会社（公開買付者）

- (c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定していることであり、当社は、公開買付者が2025年10月31日に提出した本公開買付けに係る公開買付届出書及び同書の添付書類であるみずほ銀行の本銀行融資に係る融資証明書を確認することにより、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年4月を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年5月を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年6月上旬から6月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2026年1月7日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年3月5日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は132株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は33株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ④ 本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び住友電気工業のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年2月9日（月）
整理銘柄指定日	2026年2月9日（月）
最終売買日	2026年3月2日（月）（予定）
上場廃止日	2026年3月3日（火）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年3月5日（木）（予定）

以上